



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成26年度日本弁理士クラブ幹事長 渡邊 敬介

1. はじめに

本年2月1日に日本弁理士クラブ(日弁)の幹事長に就任してから早いもので7箇月を過ぎました。本年度の日弁の役員任期は、昨年度行われた会則改正に伴う経過措置により、11箇月となっていますので、残りの任期は4箇月ほどで、任期の2/3弱が経過したことになります。

そこで、日弁の本年度の活動を、これまでの活動とこれからの活動に分けて述べさせて頂いてご挨拶代わりとさせていただきます。

2. 日弁の本年度の活動

(1) これまでの活動

本年度は、日本弁理士会(弁理士会)の会長選挙が行われる年です。日弁は、一昨年度実施の弁理士会会長選挙に会長候補を立てませんでした。今回は日弁から会長候補を出したい、という思いを持って幹事長に就任しました。協議委員会は、2月19日に第1回を開催してから、月に1回にこだわらずに開催を重ねました。そして、日弁5派がこぞって推す次年度会長候補予定者を4月24日の委員会で選出し、それを報告して頂きました。協議委員会で選出された次年度会長候補予定者は、4月25日の相談役会への報告、5月7日の幹事会での承認を経て、5月9日に開催しました第1回定時総会において承認されました。日弁が擁立する次年度会長候補予定者が総会の承認を経て決定されたのは、ずいぶん久しぶりであるように思います。次は選挙ですが、これについては後で触れます。

政策委員会では、知財推進計画2014の完成前の段

階での内容のチェック及びその修正要望事項の整理等を行いました。また、次年度会長候補予定者が総会で承認されてからは、各会派と共に、次年度会長候補予定者の政策の作成に協力してまいりました。選挙が行われるかどうかは不明ですが、選挙が行われた場合にパンフレットに掲載する政策の最終版が仕上がっています。

本年度の旅行会は、例年6月であった開催時期を7月5日、6日とし、思い切って北海道の登別温泉へと飛びました。何人かのベテランの先生にお伺いしたのですが、旅行会で北海道へ行ったことはこれまでなかったようです。飛行機のチケットがうまく準備できるか、旅費が高くなるので参加者が激減しないか、乗り遅れを出さないか等々、心配な点は多々ありましたが、皆様のご協力もあり、大きな問題もなく楽しい旅行会とすることができました。遠方であったにもかかわらずご参加頂いた先生方に感謝申し上げます。

研修委員会で企画しました特定侵害訴訟代理業務試験対策研修会の過去問解析講座は既に終了し、8月28日からは模擬試験が開催されています。また、皆様のお手元には、ホームページ委員会が発行しているメールマガジンが既に何回か届いていると思います。メールマガジンで日弁の行事等の情報をお届けしております。

日弁の役員任期の改正により、これまで行っていた新年会が役員交代時期に重なり、実施が困難となりました。そこで、本年度は、新年会の代わりに、8月29日に日弁サマーパーティーを開催しました。この日弁サマーパーティーは、楽しく魅力的な交流

の場をできるだけ安い会費で提供することで、日頃日弁の行事に参加していない若手の会員の参加を促す目的で開催しました。初めての試みであったことから、どの程度の参加者があるかの予測が付きませんでした。80名ほどの参加者を見込んで計画を立てましたが、実際には120名近い会員に参加して頂き、盛大に開催することができました。参加して頂きました会員の皆様、そしてビンゴゲームの景品にご協力頂きました皆様、有り難うございました。

(2) これからの活動

協議委員会では、選挙が行われることになった場合に備え、選挙用のパンフレットを製作しています。政策委員会も協力して作成したパンフレット用政策の最終版は、協議委員会が制作しているパンフレットに取り入れられることとなります。現時点では、会長を含め、副会長、常議員及び監事のいずれについても選挙があるかどうかは分かりません。しかし、選挙があるとの前提で準備を進めており、立候補届を提出する時期までには何種類かのパンフレットが仕上げられているはずです。

会報委員会は、例年通り会報「日弁」を発行します。会報の原稿執筆依頼は既に出され、現在原稿の回収及び校正作業中です。また、メールマガジンも継続して適宜発行していく予定です。

秋風が立つころには各派に次期幹事長と政策委員長の準備の有無をお伺いし、11月26日の第2回定時

総会の議案とすることになります。また、同じ11月26日には当選祝賀会を予定しております。この時、笑って皆様にお会いできることを願っております。

3. 幹事会のご紹介

本年度は、政策面については杉村純子政策委員長（稲門弁理士クラブ）に強力にサポートして頂いております。また、市川ルミ副幹事長（稲門弁理士クラブ）には政策、規約、日弁サマーパーティーを、鈴木一永副委員長（無名会）には旅行会（後半）、協議（前半）、ポーリング、慶弔、会報を、瀧野文雄副幹事長（南甲弁理士クラブ）には旅行会（前半）、協議（後半）、研修、ゴルフ、テニスを、平山淳副幹事長（春秋会）には会計、ホームページ、広報を、渡辺伸一副幹事長（PA会）には庶務、総会、例会、相談役会をそれぞれ担当して頂き、幹事会を支えて頂いております。さらには、稲門弁理士クラブからは倉持誠幹事、菅原峻一幹事、無名会からは内田雅一幹事、石原進介幹事、南甲弁理士クラブからは津田理幹事、川村武幹事、楠和也幹事、春秋会からは須藤晃伸幹事、榛葉貴宏幹事、PA会からは青木充幹事、中尾直樹幹事に参加して頂いております。残る任期もこの幹事団で精一杯努めさせていただきますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

会 務 報 告

日本弁理士会副会長 上 山 浩

はじめに

日本弁理士クラブ（日弁）及びP A会のご推薦により、平成26年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております上山浩です。本年度は古谷史旺会長の任期2年目で仕上げの期であることと、本年4月25日に成立した弁理士法の一部改正（平成26年改正）において第1条に使命条項が規定されたことにより、弁理士に今まで以上に社会的責任の重さを自覚した行動が求められるようになったことから、本年度内に取り組むべき課題が多数あります。

古谷会長、8名の副会長、そして11名の執行理事の計20人からなる執行役員会では、毎週一回、多数の議案について自由な雰囲気での活発な議論による審議が行われています。以下においては、私が担当する委員会・付属機関等について紹介させていただきます。

【コンプライアンス委員会】

4月4日に一回目の委員会が開催され、小川嘉英執行理事、三澤正義委員長を中心に、本年度の活動がスタートしました。通常の委員会は、年度の一回目は委員長や副委員長の選任、定例開催日の決定など事務的なことだけ決めて終了する場合がありますが、本年度のコンプライアンス委員会は、4月末までに事務所内のチャイニーズウォール（情報遮断措置）に関するガイドラインを作成して公表するなど、短期間のうちに成果をとりまとめなければならない課題を担当していたこともあり、第1回から部会に分かれて真剣な検討がなされ、また4月21日には第2回の委員会を開催するなど、年度初めからパ

ワー全開の状態です。

チャイニーズウォールに関しては、委員会と事務局の精力的な対応のおかげで、チャイニーズウォールに関する内容を盛り込んだガイドライン（弁理士倫理研修テキスト）が完成し、4月30日に日本弁理士会の電子フォーラムで公開されています。

また、ガイドラインの改訂内容の改訂内容を含む「平成26年度弁理士法改正説明会」は、必修科目として本年度内の受講が義務付けられており、私やコンプライアンス委員会の委員が分担して講師を担当しています。

コンプライアンス委員会は、この他にも、何年間にもわたって継続審議しているいわゆる「ダブルブランド」（同一の弁理士が複数の異なる名称の事務所に所属すること）の規制のあり方や、品位を欠くと考えられるインターネット上の広告の規制のあり方など、多くの会員に影響を与える課題についても、本年度中に結論を得るべく鋭意検討を行っています。

【紛議調停委員会】

本会は、会員の業務に関する紛議について、依頼者との間のもめごとの調停を行います。調停は、両当事者の合意により紛議の解決を図るもので、委員が両者の間を取り持って合意可能な解決案を探ることになります。

現状ではそれほど利用件数は多くないのですが、本年度は第一回の委員会開催前から既に紛議調停の申立てがなされている案件があったことから、天井作次委員長を中心に4月4日の初回の委員会から真摯な検討がなされています。

【知財訴訟委員会】

4月7日に1回目の委員会が開催され、濱田百子執行理事、亀ヶ谷薫子委員長を中心に、本年度の活動がスタートしました。

弁理士業務の中心は権利の取得過程に関するものですが、本委員会は、権利行使過程、すなわち知財訴訟に対する日本弁理士会及び弁理士が果たすべき役割についての提言などを行うことを目的とするものです。そのため、検討の対象としうる課題の範囲が広く、その選定は非常に難しい問題です。

本年度もまずは課題の検討が真摯に議論され、均等論、および侵害立証のための文書提出命令に関する問題をテーマとすることになり、現在も真剣な検討が行われているところです。

【パテントコンテスト委員会】

4月15日に一回目の委員会が開催され、渡邊喜平執行理事、市野要助委員長を中心に、本年度の活動がスタートしました。

本委員会は、パテントコンテストおよびデザインパテントコンテストを開催しています。これらのコンテストを通じて高校生、高専生や大学生に特許制度や意匠制度を知ってもらい、さらに実際に出願から権利化までを体験してもらい、さらには実用化につなげることで、次世代の開発者を育てるための重要な役割を担います。

本年度も既に多数の学校からの依頼を受け、委員が講師として分担して各校に出向き、セミナーを行っています。

【知的財産支援センター】

4月17日に一回目の正副センター長会議と運営委員会が開催され、渡邊喜平執行理事、松浦喜多男センター長を中心に、本年度の活動がスタートしました。

本センターは、小中学校、高校、高専などにおける出張授業や寸劇、知財全般を解説するための授業用教材の作成を行ったり、特許出願等の費用援助、

大学・高専・専門学校等に対するセミナーの実施、地方自治体による知的財産関連のセミナーへの協力など、弁理士の社会的奉仕活動（支援活動）を広範に担っています。また、本年度から弁理士の常駐化が始まった知財総合支援窓口についても、常駐弁理士の資質を向上させるための方策の検討やその他の支援なども行うことになっています。

全体の運営委員会のほか、総務部、出願等援助部、第1～3事業部の各部会ごとに活動を行っています。

【中小企業診断協会との協定の締結】

4月22日に、一般社団法人中小企業診断協会との間で、「知的財産を活用した企業経営による産業振興のための協力に関する協定」を締結しました。これは、知的財産支援センターの昨年度の答申において、中小企業診断協会との間で包括的な協力関係を結ぶための協定を締結すべきであるという提言を受けたことに基づくものです。

中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援したい当会と、中小企業の経営課題に知的財産を含めた診断・助言も行いたい中小企業診断協会とが連携・協力することにより、今まで以上の中小企業支援を行うことが期待されています。

本年9月2日には、日本弁理士会と中小企業診断協会の協定締結を記念して、双方からそれぞれ多数の会員の出席を得て、「土業間連携知財コンサルフォーラム」が開催されました。今後も協定に基づき具体的な取り組みが進められていくことが期待されています。

【綱紀委員会・不服審議委員会・審査委員会】

綱紀委員会は4月21日に一回目の委員会が開催され、菅原修執行理事、押本泰彦委員長を中心に、本年度の活動がスタートしました。前年度から継続審議している案件があったことから、初回から真摯な検討がなされました。

不服審議委員会は4月21日に一回目の委員会が開

催され、田村和彦委員長を中心に、本年度の活動がスタートしました。

審査委員会は4月22日に一回目の委員会が開催され、永井義久委員長を中心に、本年度の活動がスタートしました。

いずれの委員会も、会員が非行を行い本会の秩序・信用を害した場合の処分を扱うもので、弁理士の社会的信頼を維持し高めるために重要な役割を担っています。

最後に

早いもので、本年度執行役員の任期も半分がすぎました。

残された半年の間に、多数の課題について有益な結果を得ることができるよう、会員の皆さまのご協力を得て尽力してマイル所存です。引き続きご指導湖鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

会 務 報 告

日本弁理士会副会長 高橋英樹

1. はじめに

日本弁理士クラブからご推薦を頂き、2014年度の副会長を拝命しています。「日弁」への寄稿文締め切りはどうか例年9月から10月頃のように、私も、任期が残り半年となった今、10月の時点でこの原稿を書いています。正直なところ、なかなかハード、想像していたより遥かにハード、よくまあ今まで破綻せずに会務が回ってきたものだ、と感ずる日々の連続ですが、皆様のご協力を得て何とか残りの任期を乗り切りたいと思っています。

さて、本年度の古谷執行部には、日弁からの推薦を受けた4名を含めて計8名の副会長がおります。支部、付属機関、委員会、ワーキンググループWGなど、日本弁理士会に関わる全ての組織は、その8名の副会長が分担して掌握することになっています。以下、私の担当する組織に関して会務の内容を紹介させていただきます。

2. 主な担当会務

(1) 国際活動センター

外交と、国際情報の収集及び発信をミッションとする大組織です。本年度で言えば、国際に絡む大きなテーマとして、日本政府による特許法条約PLTの批准準備、WIPOによるePCTの推進、世界5大特許庁IP5によるグローバルドシエ構想などを挙げることができます。PLTの批准には、代理人レスでの手続きに関する課題と救済規定に関する課題をクリアすることが必要です。ePCTの推進にはやはり代理人の問題が内在しています。グローバルドシエとは、機械翻訳文を含む審査情報をIP

5が共有するためのシステム構想であり、将来ビジョンとしては、出願人への高度な機械翻訳の提供や、代理人レスでの他国への電子出願等が含まれています。

これらは何れも、外国からの出願手続きに関して、出願人及び代理人に大きな影響を与える可能性を含んでいます。日本弁理士会としては、これらのテーマに望むにあたり、特許庁や日本知的財産協会等と密な関係を保っておく必要があることは言うを俟ちませんが、代理人としての意見を強く発信していくうえでは、諸外国の代理人団体と密な連携を保っておくことも極めて重要です。

国際活動センターでは、例年、米国代理人協会AIPLA、韓国弁理士会KPAA、中華商標協会CTA、中華全国専利代理人協会ACPA等と交流会を行っています。まだ定例化はしていませんが、凡そ隔年の頻度で、ドイツ、フランス、イタリア等欧州の代理人協会とも交流の場を設けています。本年度は、ビジネスを離れて各国代理人とお会いする機会を多数頂いています。非常にベタな感想ですが、組織と組織の信頼関係は人と人の信頼関係の延長線上に成立しているものであり、国際活動センターが継続的に地道な外交活動を続けてきた成果として、日本弁理士会は、外国の諸団体との間に極めて良好な信頼関係を構築しているように感じます。大きなコストを伴う活動ではありますが、複雑化する知財制度の変化に対して日本弁理士会が代理人の視点に立った意見を発信していくうえでは、国際活動センターによる外交活動の意義は十分に大きいのではないのでしょうか。

(2) 特許委員会

言わずと知れた花形委員会です。昨年までは第1と第2の二つに分かれていましたが、本年度は単一の委員会として活動しています。例年通り、特許実務に関する第一線の研究活動が行われていますが、本年度は、いくつかの産構審プロジェクトが重なった当たり年です。

まずは「職務発明」。年初から産構審にて喧々諤々の議論が続いており、本原稿を書いている今、正に山場を迎えています。当委員会内に設立したサポート部隊の支援を得て、産構審には委員として私が出席しています。どのような制度に落ち着くのか判りませんが、職務発明に関する規定を中小企業に広く普及させることが必要となれば、そのサポートをすることで我々弁理士は更なる存在価値を発揮できるのではないかと感じています。

次に「審査基準」。特許庁は、グローバルに通用する判り易い審査基準を目指してその見直しを計画しています。本年度は産構審にその目的に沿ったWGが設立され、弁理士会からも委員が出席しています。特許委員会は、本委員をサポートする活動も行っています。

3つ目が「品質管理」。審査基準は見直すとして、そもそも審査の品質が担保できているのか、との視点で産構審には品質管理WGも設立されました。本WGには、特許委員会の委員長が委員として出席しており、特許委員会では、そのサポート活動も行っています。

これらの他に、上述したPLT、グローバルドシエに関する調査研究は、特許委員会のトピックスでもあります。また、特許法改正もありましたので、その説明会の講師も特許委員会にて行っています。なかなかの当たり年です。

(3) 貿易円滑化対策委員会

主として模倣品対策に関する調査研究を行う委員会です。活動内容との関係で、国際知的財産保護フォーラムIIPPFや税関と強い繋がりを持っています。IIPPFは、模倣品・海賊版対策のため

の官民共同組織で、その会員には名だたる日本企業が連なっています。税関に関しては、見学会を開催して頂く一方で、講師派遣を含めてセミナー実施に協力するなど、他で類を見ない良好な相互協力ができているように思います。本年度は、産構審に営業秘密に関するWGも設立されたのですが、当委員会は、そのWGへの委員派遣と当委員のサポート活動も行っています。

(4) 知財経営コンサルティング委員会

弁理士が提供するべきコンサルティングの手法について調査研究等を行っています。コンサルティングを手がけたいと考える弁理士の集まりであることから、他の委員会等とは、委員の特性が少し異なっているように感じます。弁理士のコンサルティング業務は、正直まだまだ特殊な領域にあり、多くの弁理士が主たる生業としてこれを行うようになるのは少し先の話だと思いますが、現実の企業を題材とするコンサルティングも実施しており、また、コンサルティングについて造詣の深い委員も多数在籍していることから、この道に興味のある弁理士にとっては、非常に有用な情報源になるのではと思います。

(5) 業務対策委員会

非弁行為の摘発を目的とした委員会で、非常にエネルギーな活動が繰り広げられています。当委員会で生の現実に触れてみて初めて判りましたが、非弁活動は、世の中に驚くほど多数存在し、狡猾化しています。現行法では「報酬を得て」いない限り非弁活動を取り締まることができないため、追い詰めるのが難しくストレスフルなのですが、弁理士のコア業務とは全く違う発想が要求される状況の下、着々と証拠固めを進めていく活動内容には感心するばかりです。

3. おわりに

以上、会務の内容を簡単に説明してみました。現在の日本弁理士会には、組織単位で処理できない活動が多数あります。例えば、国際活動は、センターに限らず、実務系委員会や支部においても行われて

ご挨拶

います。先に挙げたグローバルドシエは、国際に絡み、特許に絡み、また特許庁との運用協議にも絡みます。模倣品の問題は、貿易のみならず国際にも関係しています。このような場面では、多くの組織、多くの人の連携が必要になるのですが、結局のところ、一対一の人的理解が最も大事だと感じます。日本弁理

士クラブは、創設以来、弁理士同士の繋がりを最も多く提供してきた場であつたろうと思います。弁理士会のハードな会務が今後も破綻せずに回り続けられるよう、人の繋がりを生むその機能が今後もますます発揮されることを切に願います。





会 務 報 告

日本弁理士会副会長 橋 本 清

はじめに

昨年の日本弁理士会役員選挙においては、日本弁理士クラブから推薦を頂き、首尾よく無投票ではありましたが、副会長に当選させて頂きました。改めて、日本弁理士クラブの役員、選挙対策委員会関係者及び会員の皆様に御礼申し上げます。

さて、本年度も早いもので既に6ヶ月が過ぎ、残り6ヶ月弱で、本年度の事業計画を達成すべく諸政策を立案、実施すると共に、古谷史生会長の二年間の事業計画の総括も行わなければなりません。

組織改革特別委員会

本年度、古谷会長の重点政策を推進すべく設置された特別委員会の一つです。弁理士会の組織については、これまでも、弁理士会の将来を見据えた改革を行うべきだ、という意見が多数寄せられていました。そこで、本年度は、組織の抜本的な改革を目指して、多面的かつ総合的に審議すると共に、具体的な改革案を提示する、という趣旨で、本特別委員会が設置されました。

佐藤辰彦委員長の下、3月上旬から準備委員会を設置し、4月から7月にかけて、構成委員からの意見収集、全附属機関、全委員会の機関長からの意見聴取、全支部の支部長からの意見聴取を実施しました。又、将来の組織変革を想定し、附属機関の外部機関化について、弁護士から見解も得ました。

9月までに、弁理士会の組織の在り方についての議論を行い、全体的な設計理念を取り纏めつつ、10月から、附属機関、委員会、支部の具体的な改革構想を、構成、運営及び人事の側面から検討しています。

そして、短期的改革案を11月に提示し、会派説明会等を通して、次年度の組織の改変に反映させたいと考えております。

意匠委員会

ハーグ協定、改正意匠法について実務的側面での検討をすると共に、意匠法改正に伴う審査基準の改訂について審議し、特許庁に提言しています。

又、来年4月以降の国際意匠登録出願の施行を想定し、12月から、ハーグ協定に関するセミナーを開催しますので、是非ご参加下さい。

さらに、画像意匠の範囲拡大に関する検討、部分意匠の判例研究、外国意匠制度を踏まえた海外意匠登録出願戦略等についても検討しています。

不正競争防止法委員会

本年度は、知的財産推進計画2014に対応させ、実際に中小企業及び関係団体等からのヒアリングを通して、中小企業における営業秘密の保護について検討しています。

又、不正競争行為の典型例である、商品形態の模倣について、形態の要素（形状、模様、色彩等）を考慮した侵害の成否について検討しています。

著作権委員会

本年度は、知的財産推進計画2014に対応させ、クラウドサービス、デジタルアーカイブに関する著作権法上の問題点について検討し、これらの活性化に関する提言をする予定です。

又、地域キャラクター、音楽コンテンツ等について

ても、著作権法上の問題点を検討し、これらの活用促進に繋げていきたい、と考えています。

総合政策企画運営委員会

本委員会は、本来、弁理士の将来に亘る政策について検討し、提言をするべき委員会ですが、最近にあっては、他の委員会では担当し難い懸案事項を検討する委員会に成り下がっています。

本年度は、少しでも本来の役割に戻すべく、若手弁理士への業務支援について（地域知財支援及びOJTを目的とする会設事務所の検討を含む）、中小企業等の海外事業展開に対する支援について、事業承継、統合、提携等の支援について検討し、提言してもらうことにしました。

事業承継、統合、提携等に対する支援を目的として、弁理士ナビの活用も含む、事業承継セミナーを1月から開催しますので、是非ご参加下さい。

地域企画調整委員会

本年度から、全国の知財総合支援窓口に、知財の専門相談員として、弁理士が配置されることになりました。しかし、昨年度は、担当弁理士の選定を略2ヶ月という短期間で行ったため、会員への周知、支部への配慮、弁理士の能力等について十分な検討時間がなく、多数の会員からご批判を頂きました。

そこで、本年度は、本委員会において、上記問題点を解決するため、担当弁理士の選定基準、相談の際のガイドライン等を、各支部の意見をも考慮して作成しました。そして、募集要項等をも含め、担当者が全国支部を訪問して説明し、周知徹底を図ることにしました。これにより、次年度は、知財総合支援窓口の運用は改善されるものと思います。

関東支部

関東支部の担当副会長であるため、支部総会及び毎月の役員会に出席すると共に、新人歓迎会等の行事にも参加します。関東支部は、役員会の下に、都県委員会、業務執行のための各種委員会が設置され

ており、各種研修会、セミナー等の開催、支部内の知財支援活動等を含め、支部独自の活動が活発に行われています。

次年度は、関東支部の設立10周年に当たるため、既に設立10周年記念行事実行準備委員会が設立され、記念式典、記念セミナー等の記念行事を企画、実行するべく、準備が開始されました。

又、弁理士法改正により、「弁理士は知的財産の専門家」と規定されたことから、関東支部から「特許相談」という語句を「知的財産相談」という語句に変更するべき、との提案があり、全支部に亘って、来年1月1日より名称変更する予定です。

東海支部

東海支部の担当副会長でもあるため、6月の支部総会と同日に開催された「執行部と語る会」に出席すると共に、実務修習の開講式等の行事にも参加します。東海支部は、役員会の下に、県委員会、業務執行のための各種委員会が設置されており、支部内の知財支援活動、海外調査派遣等を含め、支部独自の活動が活発に行われています。

本年度は、海外知財情報の収集と、国際派弁理士の育成を企図して「国際知財委員会」を新設し、タイ、インドネシア等の東南アジアへ支部会員を海外調査派遣する予定です。

又、中小企業経営者と弁理士とがフリートーキングする知財サロン、最新のトピックスをテーマとする新春知財セミナー、メッセ名古屋等での異業種交流展示会等、地域に根差した活動を行っています。

おわりに

副会長の任期も残り6ヶ月を切りました。これからは、各委員会から順次、答申、報告等が上がってきますが、それらを基に、規則改正、政策執行等を行わなければなりません。

日本弁理士クラブの役員及び会員の皆様には、これまでにも増して、ご指導、ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。以上



弁理士の使命を果たし、 存在価値を更に高めよう

日本弁理士会副会長 丸山幸雄

1. はじめに

日本弁理士クラブの推薦を頂き副会長としての会務を勉めさせていただき半分が経過しかした。その間本年4月25日に弁理士法も一部改正され、第1条に永年に渡り要求していた使命条項が規定されました。しかも今までの「工業所有権」という狭義の範囲ではなく、弁理士は「知的財産の専門家」であるという十分な内容となっております。また自治権の拡大として経済産業大臣による役員を解任出来る条項が削除されました。

弁理士法に改正にともない弁理士も自らを律していかなければなりません。弁理士会も透明性のある組織にし、合理性と客観性を高めるため、処分を受けた会員氏名などをホームページで公開する様に、また処分を審議する委員会に外部委員を加える様に、1月の臨時総会で会則改正などを行う予定です。

更に、会員ホームページについてガイドラインを厳格に適用して改善を求めるほか、特許事務所名称の取扱いについての検討を重ねて本年度中に必要な取扱い方針を明示していく予定です。

2. 執行役員会とその他の会務

会長・副会長、執行役員で構成される役員会は、毎週水曜日に午前中より開催されており、活発に発言が成されていますが会長の議事進行手腕がすばらしく、平均すると従前に比べ3時間以上短い15時頃には終了しております。

副会長担当の附属機関や委員会などは他の日に開催されることが多く週の大半は会務を行っています。以下、弊職が主担当となっている会務活動状況につ

いて簡単に御報告いたします。

3. 担当委員会等

(1) 知財価値評価センター

知財価値評価センター(以下「センター」と称す。)は、本年度設立10周年であること、及び中小ベンチャー企業の育成には知財価値評価の必要性が高まってきていることから、全国7箇所センター設立10周年記念知財価値評価セミナーを実施し、弁理士が知財価値評価を行っていること、日本弁理士会が知財価値を評価できる機関を備えていることの広報に勉める事としております。既に札幌、仙台、岡山、福岡で行われましたが、知財価値評価という今まで弁理士会で広報などしていなかったテーマであるにも係わらず当初の予想を遙かに超えた参加者に参加していただいております。

更に、中小企業やベンチャー企業の有する知財価値評価を可能とすべく、関係官庁の行う価値評価に関する価値評価機関として名乗りを上げると共に、このような場合にも評価人が適切に対応可能なように知財価値評価マニュアルの作成を進めており、本年度完成を目指して土日の2日間かけて集中的に検討する等して完成に向けて追い込みにかかっております。

(2) 商標委員会

商標委員会は、日本の商標制度のあるべき姿に関する提言については継続して検討しており提言としてまとめるべく活発な意見交換が行われております。

特に本年度は商標法の改正があり、新たな審査基準に関する情報の収集、検討、及び検討結果を踏ま

えた特許庁への意見書（パブリックコメント）の提出を行うと共に、研修会を通じて会員への周知を図るべく活動しております。

更に、商標に関して国際化の動きが激しくなきており、外国商標制度の調査検討を行うと共に、WIPO等の国際機関に積極的に委員を派遣し、情報の収集、検討を行っております。

又、商標関係の判決や審決についての調査・研究も進めており、注目すべき判決や審決について会員に知らせることが出来るよう準備を行っております。更に、本年度は五極商標庁会合が12月に東京で行われるため、会合の後半の進行を知財協と共同して行うべく準備を進めております。

（3）地域企画調整委員会

全国の各支部間の意見の調整を行うと共に、支部のあり方についての総括を行っております。更に、昨年度特許庁の中小企業支援対策として各都道府県に設置されている知財総合支援窓口配置された窓口知財専門家(弁理士)制度を全面支援する立場から運営への協力及び問題点や改良すべき点などの抽出、及び特許庁へのフィードバックを行っております。

又、各支部の支部長を一堂に集めて支部共通の課題を集中審議する支部サミットを8月1日と2日の2日間にわたって大阪で開催しました。本年度は「知財総合支援窓口の運営について」と「支援窓口担当者用のマニュアル」について審議し、大阪宣言を採択して終了いたしました。

（4）知財総合支援窓口に関する運営ワーキンググループ

昨年度各都道府県に設置されている知財総合支援窓口配置されている窓口知財専門家(弁理士)の選任を行いました。本年度は窓口知財専門家(弁理士)の導入を是非とも成功させるために特許庁担当部署との定期的な意見交換を行い、知財総合支援窓口に関する運営をサポートしております。

更に、次年度の窓口知財専門家(弁理士)の選定にあたっては各支部で説明会を開催し、会員への周知を図ると共に、各支部毎の選定基準を明示し、選定

の公平性を担保することとしております。

（5）復興プロジェクト本部

会長を本部長として日本弁理士会における東日本大震災の被災地に対する復興援助を行うべく設立されたプロジェクトであり、ブランドチームと特許チームから構成されています。

特許チームは、特許、意匠の出願・権利化支援を行うと共に、知的創造サイクルの権利の活用面から特許出願等復興支援の申請のあった案件について申請内容の検討及び出願支援、権利の活用支援を行っております。

ブランドチームは、復興支援の申請のあった商標出願案件について出願支援を行うほか、弁理士会内に「地域ブランド管理監視機構」を設け、「B-1グランプリ」商標を所有する「愛Bリーグ」との間の協定に基づき愛Bリーグの所有する、「B-1グランプリ」と共に模倣品対策を進めております。

（6）特許制度運用協議委員会

特許制度運用協議委員会は、特許庁の主に特許制度運用上の各種問題点に対応する審査基準室、品質管理室、審査企画班との定期意見交換会を開催すると共に、特許庁から会員への周知依頼事項を順次会員に周知しております。例えば、特許庁へのインターネット出願手続に関する各種情報の会員への周知(ペーパーレスニュース)、特許庁に対する制度上の改善要望を整理して定期的に(原則年2回)対庁協議を行い、協議の結果は対庁協議事項集としてまとめております。

その他、昨年まで本委員会で対応していたグローバル・ドシエ(日韓中欧米の5極で特許出願包袋情報の相互利用に向けた会合)について本年度より特許委員会及び国際活動センターと共同して対応することにて連絡会議を開催しております。

（7）福利厚生委員会

福利厚生委員会では、従来の健康診断の補助金、慶弔見舞金給付額を引き上げる方向の答申を行うと共に、会務に特に貢献のあった特別表彰、永年表彰時に給付金を創設する方向での答申書を提出してお

ります。

(8) 弁理士推薦委員会

玉真委員長の下ベテランの先生の助けを借りて、外部からの弁理士の推薦依頼を受けて必要に応じて関係する委員会に人選を委任し、或いは自ら選んで適切な弁理士の推薦を行っております。

弁理士の推薦依頼は多岐、多様にわたっており、たえず審議を行っている状況です。適切な人を推薦するため今後も数多くの弁理士推薦依頼案件が控えており、想像以上にハードな委員会です。

(9) 知財戦略ワーキンググループ

小川眞一ワーキンググループ委員長の下、政府の知的財産推薦計画2015への提言や知的財産知財戦略会議での意見表明等、日本弁理士会会長が外部に向

けての政策提言を行う際に会長をサポートするシンクタンクとして各種の案件に体する調査研究、提言のまとめ等を迅速に行っております。

(10) 北陸支部

北陸支部は、「福井地区会、富山地区会、石川地区会、新潟地区会」から構成されております。当支部では、支部会員が毎月一定額を積み立てており、年4回開催される支部総会及び研修会を各県の温泉地で行っており、支部会員間の意思確認を図っております。この結果かどうかは判りませんが年齢性別にかかわらず支部総会及び研修会への出席率が各支部と比較して群を抜いて高く、非常に良くまとまっております。

以上



常議員ご挨拶

日本弁理士会常議員 八木 秀人

1. 常議員会と執行役員会

本年度の常議員は、選挙で選ばれた登録番号7000番代の経験豊富なベテランから17000番代の若手中堅までの総勢60人です。全国7選挙区にバランスよく定員が割り当てられて、毎年半数（30人）が改選される。

一方、日本弁理士会の執行役員会は、会長・副会長・執行理事（本年度の執行理事は11人）で構成されるが、本年度までは、会長・副会長・執行理事も常議員会のメンバーである。

しかし、「常議員会は、総会に先立ってその議案を審議する機関としての性格上、会長・副会長・執行理事がそのメンバーであることは、執行役員会の提案を提案者自らが審議することになり、好ましくない。」との批判が従前よりあったことを受け、執行役員会と常議員会を切り離すこととなった（役員制度の一部改正：平成27年4月1日より施行）。

この改正により、次年度からは、常議員と執行理事の兼任はできず、常議員会は、常議員だけで構成されて、総会前置の審議機関としての本来の姿となる。

しかし、役員制度の一部改正により、常議員会が本来の姿に戻るとはいえ、日本全国から選ばれた有能な60人もの大所帯の組織がいつまでも総会前置の審議機関の役割しかもたないというのでは、人材を有効に活用しているとは到底いえず、常議員のモチベーションが低下することで、組織が活性化するどころか、むしろ逆効果となることは明らかである。

次年度からは、常議員会開催の度に互選されてい

た常議員会議長が常設となることで、常議員会内委員会を積極的に活用し、執行役員会が望むのであれば、執行役員会から提案された施策等を必要に応じ審議・検討することで、執行役員会をサポートできるようにすることが望ましいと考える。

2. 本年度開催の常議員会（9月3日現在）

第1回常議員会 平成26年4月9日

議案：第1号議案 平成26年度執行理事の選任の承認を求める件

第2号議案 常議員会審議委員会の設置及び委員の選任の件

第2回常議員会 平成26年4月30日

議案：第1号議案 平成25年度事業報告の承認を求める件

第2号議案 平成25年度決算の承認を求める件

第3号議案 平成26年度事業計画の承認を求める件

第4号議案 平成26年度予算の承認を求める件

第5号議案 平成26年度外部監事の選任の承認を求める件

そして、年度内に臨時総会があるのであれば、その議案の事前審議のために常議員会が開催されることになる。

なお、常議員会の審議事項は、会則第78条に定められているが、実質的には「総会議案の事前審議」に限られる、というのが現状である。



日本弁理士会監事長として

日本弁理士会監事長 久保 司

南甲弁理士クラブの久保 司です。

平成24年10月に選挙で日本弁理士会監事に選出され、同25年4月に副監事長を、同26年4月からは監事長を仰せつかっております。

監事会は1年目5名、2年目5名、そして外部監事の先生2名の計12名の監事で構成されています。

この監事会は、選挙によって選ばれた監事と外部監事により構成され、日本弁理士会における会務および資産、会計について、相当性、適法性、妥当性、合理性、正確性などの観点から厳正に監査します。

さらに、会務および財務会計に関する内部統制の整備や運用状況の検証ならびに評価を行ない、これにより会務執行の合理化と効率化を図ること目指します。

監事会は、責務を効果的、効率的に達成するため、執行役員会、附属機関、支部などを監査対象機関とします。

近年、知的財産を取り巻く状況は目まぐるしく変化しており、日本弁理士会においても、新たな義務研修制度の導入をはじめ、会務も複雑多岐に亘っており、会員数の大幅増加により予算も大きく膨らんでいます。

このような状況下において、執行役員会などから定期的に提供される執行役員会の議事録、会計収支報告などの報告を基にする監査のみでは、十分とは云い得ないので、より精度の高い監査とするために、活発な質問を行っています。

以上



日本弁理士会の研修

日本弁理士会研修所所長 真田 有

日本弁理士会研修所所長の真田有でございます。

伊藤高英前所長も日本弁理士クラブの会員であり、伊藤高英前所長の方針を受け継ぎながら本年も研修所運営を行なっております。

さて、既登録弁理士に対する質的向上を図る研修（継続研修）及び弁理士試験合格者等に対する研修（実務修習）が平成20年度の開始から7年目を迎えました。また、平成15年度より開始された特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修は本年度で12年目を迎えました。これらの継続研修や実務修習及び能力担保研修については以下のとおりでございます。

1. 継続研修

継続研修は弁理士法で定められた法定研修で、弁理士は原則として5年間で70時間（倫理研修10時間、業務研修60時間）の研修を受けることが必要です。

（1）倫理研修について

倫理研修につきましては、当該研修を登録年度別に行うことにより、円滑な倫理研修の受講を可能にしております。そして、この倫理研修を行うことにより、弁理士倫理の徹底を図り弁理士に対する社会の信用の維持・増大に努めております。

（2）業務研修について

業務研修として、日本弁理士会が主催・共催する研修、外部認定機関による研修、みなし研修を用意しております。本年度も業務研修の見える化をテーマに研修所内で議論をしております。

日本弁理士会による研修にはeラーニング研修と集合研修がありますが、以下これらの研修について説明します。

（i）eラーニング研修

既に導入されているeラーニング研修システムが効率的に運用されるよう、コンテンツの拡充を図っております。研修所が提供するコンテンツは、法律（産業財産法など）に関するコンテンツだけでなく、各分野の技術に関するコンテンツについても会員が視聴できるよう鋭意努力を続けております。

（ii）集合研修

研修計画に基づく種々の研修をTV会議システム等を利用して効果的に行っております。なお、集合研修で使用したテキストを、講師の先生の許可を得て、電子データで見ることができるようになっています。

また、地域研修につきましても、地域の皆様が様々な形で研修を受けることができるようにしております。さらに、受講管理を容易・確実に行うための努力もいたしております。

本年度は、研修フェスティバルを東京に加えて大阪においても予定しており、集合研修のために弁理士会館や近畿支部室を貸し切って研修を行ないます。

（iii）必修科目

業務研修の中には、その重要性に応じて会長が指定する必修科目がありますが、本年度は「平成26度特許法等改正説明会（2単位）」と「平成26年度弁理士法改正説明会（1単位）」が必修科目として指定されています。平成26度特許法等改正説明会（2単位）」の受講期間は平成26年6月1日から平成28年3月31日までで、「平成26年度弁理士法改正説明会（1単位）」の受講期間は平成26年6月1日から平成27年3月31日までです。

2. 実務修習

実務修習は、弁理士試験合格者等に対して、国に代わり、日本弁理士会がほぼ4ヶ月間にわたり72時間の研修を行うもので、この研修も弁理士法で定められた法定研修です。

当研修所では、実務経験豊富な弁理士を講師陣として迎え、弁理士試験合格者等に対して、高い信頼性で実務修習を実施いたしております。実務修習の講師として日本弁理士クラブ会員の先生方にも多数ご協力いただいております。

弁理士試験合格者等にとっても、受講コースや受講地域を選択できるようにしており、利便性の高い実務修習を実施できるようにしています。

3. 能力担保研修

能力担保研修については以下のとおりです。

能力担保研修は、弁理士が特定侵害訴訟代理権を取得するにあたり、代理権付与の前提である「信頼性の高い能力担保措置」として行うものです。

当研修所では、能力担保研修を、東京、大阪及び名古屋（名古屋は隔年）において、4月～9月にかけ、総研修時間45時間をかけて実施します。

また、能力担保研修を受ける前提としての、民法及び民事訴訟法に関する基礎研修につきましても、eラーニング化も含めまして研修の充実を図り、更に付記弁理士のフォローアップ研修も実施いたしております。

当研修所は、上記の継続研修、実務修習、能力担保研修という3つの法定研修の実施を担っており、今後もこれらの法定研修を高い信頼性をもって実施していきます。

4. その他

その他の研修として、新人研修、新人養成研修、知財ビジネスアカデミー（IPBA）事業の研修も実施いたしております。

さらに、昨年度立上がった弁理士育成塾の運営も行っております。

（1）新人研修

実務修習では実施できなかった研修を新人研修として新人弁理士を対象に実施しています。

この新人研修もeラーニング研修と集合研修を組合わせて実施し、修了者には修了証書が授与されます。

（2）新人養成研修

新人養成研修は、実務経験の浅い弁理士に対して行う実務に則した演習方式の研修で、新人研修につづく研修として位置づけされています。

この新人養成研修は平成22年度に開始された研修であり、初年度は東京で特許に限って実施されましたが、本年度も、特許については休講、商標については商標実務者養成講座（初級）という講座名で実施いたします。

（3）IPBA事業の研修

IPBA事業の研修は、知的財産推進計画において日本弁理士会に育成が促されている「総合アドバイザー型弁理士」を育成するための研修であり、知財経営コンサルティング、知財人材育成、知財創造支援等の新しい業務域に関する研修でございます。

このIPBA事業の研修にあたっては、この分野で経験豊富な講師を日本弁理士会内外から招き、種々の研修を実施しております。

（4）弁理士育成塾

古谷会長は、明細書作成機会の少ない近年合格者に対して、「明細書作成に特化した演習指導型の弁理士育成塾を立ち上げる」ことを、昨年度の総会において、事業計画の大きな柱の一つとして盛り込み、承認されました。

これを受けて、研修所では昨年5月より弁理士育成塾ワーキンググループを立ち上げました。

当ワーキンググループは、1年間に総計100時間の研修を3つのクールに分けて実施するという基本スケジュールを策定しましたが、昨年度は、かかる弁理士育成塾の立上げに際し、第1クールを試行版（パイロット版）として東京と大阪で実施することにしました。

ご挨拶

既に、昨年度11月～3月にかけて、化学、機械、電気の各コースの第1クール（パイロット版）が実施されました。

本年度は第2クール以降を有料で実施しており、本年度中に、第1期生が弁理士育成塾を卒業する予定です。更に第2期目のコースの立上げも行ない、現在実施中です。

また、当研修所では、前記した継続研修を実施するに当たっての種々の審査業務も担っており、これにより公平で高い信頼性の研修が担保されています。

最後に、当研修所は1978年に創設されて以来、30

数余年が経過し、その時々研修所に携った皆様が研修所のあり方を模索され、現在は上記3つの法定研修を含む種々の研修を担うまでになりましたが、今後も更に新しい研修所のあり方を模索していく必要があります。このように今後も、日本弁理士会内外からの要請に応えるため、種々の情報を積極的に収集し、研修体制の強化と効率化とを図るとともに、新しい研修所のあり方を模索して参ります。

上記の各種研修の企画実行を正副所長、運営委員及び事務局職員の全員の英知と情熱とを結集して鋭意実行して参りますので、日本弁理士クラブ会員の皆様のご理解とご協力と研修への積極的な参加をお願いいたします。



日本弁理士会中央知的財産研究所 からのご報告

所長 筒井 大和

1. はじめに

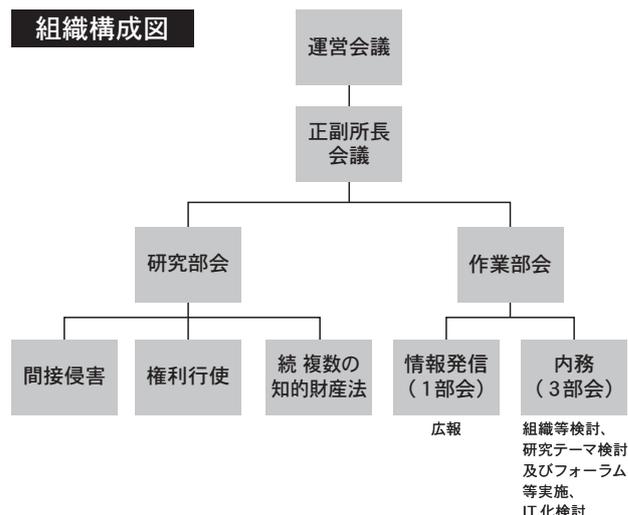
日本弁理士会中央知的財産研究所（以下、「研究所」）は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」を目的として、平成8(1996)年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設立され、日本弁理士会におけるシンクタンクとして、知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、日本弁理士会の地位向上と社会的貢献とに努めています。

当研究所の活動等は、日本弁理士会の下記ホームページをご覧ください。

http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html

2. 組織・運営について

- (1) 今年度は、当研究所設立19年目を迎え、通常の調査研究のほか、公開フォーラム及び会員向け研究発表会の開催、研究報告書である別冊パテントの発行、研究所の内外への広報活動を引き続き積極的に行います。
- (2) 当研究所の運営に関する諸問題に対応するため、また、運営の効率化を図るため、昨年度組織及び運営規則の変更を行い、正副所長会議と作業部会を研究所運営規則に制定し、運営委員は、研究のサポートを中心業務とする体制に移行しました。新組織構成図は、次の図のとおりです。



3. 調査研究について

調査研究は、研究課題毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を東京地区に2部会、関西地区に1部会設置し、それぞれ選定されたテーマについて鋭意調査研究を行います。

4. 研究課題について

1) 「複数の知的財産法による保護の交錯」

(平成26年4月1日～平成27年9月30日)

商標法に関する研究を進める中で、商標法による保護と、不正競争防止法による保護の重なり合い、棲み分けについて議論が及ぶことがあり、著作権法を含む複数の知的財産法による保護が交錯する領域に関しては、今後の弁理士の業務においても重要になるということ、前回から研究して来ました。

このテーマは、対象の範囲が広く、更なる研究が必要ということになり、引き続き、本テーマで研究

を行い、平成27年9月30日までに研究報告を別冊パテントとして発行する予定で進めています。

2-1)「権利行使に強い明細書とは？」

(平成25年2月1日～平成26年9月30日)

「権利行使に強い明細書とは？」の研究テーマについては、当初の予定のとおり、本年9月30日で終了し、研究成果である報告書を発行する準備をしており、10月には発行できる予定です。

2-2)「進歩性の研究」

(平成26年10月1日～平成28年3月31日)

上記「権利行使に強い明細書とは？」の研究テーマに引き続き、東京地区における特許関係の研究テーマとしては、「進歩性の研究」のテーマを選定し、本年10月から研究を行う予定となっています。

このテーマは、近年注目すべき判例も出ており、我々弁理士にとって実務的に非常に関係が深くかつ重要なテーマであり、実務にも役立つ成果が得られるよう研究を進めることにしています。

3-1)「間接侵害に関する研究」

(平成25年4月1日～平成26年9月30日)

本テーマの研究部会は関西での研究部会であり、「特許発明の効果的・実質的な保護」はいかにあるべきか、との観点から研究を行いました。

研究報告書は、別冊パテントとして、本年10月に発行する予定です。

3-2)「知的財産と国境」

(平成26年10月1日～平成28年3月31日)

上記「間接侵害の研究」に引き続き、関西地区での研究部会の次期研究テーマとしては、「知的財産と国境」という国際的なテーマを選定しました。

近年、企業活動や発明活動の国際化に伴い、我々弁理士にとっても、国境を跨ぐ諸行為が問題となるケースが増えており、会員の関心も高いところです。

そこで、本研究テーマでは、出願手続きや権利侵

害関係等における国境を跨ぐ問題について研究をすることにしました。国際性を有する弁理士及び日本弁理士会に相応しい研究成果が得られることが期待されます。

5. 事業について

(1) 第12回公開フォーラムの実施

公開フォーラムは、例年東京及び大阪で開催し、会員・非会員含めて多数の来場者があります。今年度も継続的に開催し、引き続き外部への広報を積極的に行い、当研究所の研究成果をアピールしていきます。

(2) 第8回会員向け研究発表会の実施

会員向けの研究発表会は、毎年東京と大阪で行われており、当研究所の研究内容について、特に実務的な観点から弁理士にとって重要なポイントについて発表を行うものであり、会員にとって非常に有益な情報収集の場となっていますので、今年度も開催します。

(3) 別冊パテント誌の発行

当研究所の研究成果である「報告書」は、近年、広報センターのご協力により「別冊パテント」として発行しており、全会員に配布すると共に、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家・学者・研究者などに配布して高い評価を得ています。

今年度は、上記「権利行使に強い明細書とは？」及び「間接侵害の研究」の別冊パテントをそれぞれ発行する予定です。

(4) その他、時宜に応じて当研究所として対処すべき事項

弁理士制度はもとより、広く内外の知的財産制度の動向に着目し、時宜に応じた研究活動の企画・実行の推進を目指します。

(以上)



知的財産支援センターの活動

知的財産支援センター センター長 松浦 喜多男

1. はじめに

センター長として2年目となりました。

一方、本年度で支援センターは創設満15年となり、昨年度の活動の整理を踏まえて、新たな第一歩を踏み出さなければなりません。また昨年度は念願の弁理士法改正により使命条項が創設され、この使命を担った新たな次元での支援活動が求められます。

そこで本年は、2年目の仕上げの年ではなく、再出発の時と位置付けているものです。

かかる立ち位置を意識して、次のようなスローガンをたて、全運営委員一致協力して、支援活動に当たっていききたいと考えています。

<行動スローガン>

創設15年目の今、弁理士の使命の担い手たることを自覚し、歩をさらに進めよう！

2. 活動の柱

本年度は、上記行動スローガンを結実するために、次の項目を柱として、事業展開しています。

①. 使命条項に記載された「知的財産権の利用の促進」を担保し得る積極的対外支援活動

(1) 教育支援の充実化

本年度も、前年度に引き続き、教育支援の充実化を図っていきます。

小中学校対策として、従来は、学校へ直接出向く知財教育支援を中心に行ってきましたが、本年度は、これを継続する一方で、教師向けコンテンツを作成する等、教育者への支援を充実させる予定です。教師が、そのコンテンツから知財制度について学び、

そのコンテンツを使用して自ら児童／生徒に知財教育をすることを念頭に置いています。これにより知財教育のインフラを充実させ、より効率的な知財教育を行っていききたいと考えています。そして、このような教職員を媒介とする知財教育を担保するため、教職員を対象とするコンテンツの開放を行っていきます。

また、昨年度3月に、日本弁理士会は、国立高等専門学校機構と知財支援協定を締結し、51高専に対して、その要望に基づく具体的支援を実行していくこととなりました。これに伴い、高専向け特許エンターテイメントセミナーを作成し、多くの高専で出前授業を行ってきました。本年度も、これを各支部と共に継続していききたいと考えています。また、新たなセミナー台本を作成し、高専からの様々なニーズに対応していきます。

(2) 協定を軸とした活動

本年度初頭に一般社団法人中小企業診断協会と協定を結びました。これに伴い、締結記念セミナーなどの記念行事も終えたところですが、今後は、同協会との共催セミナーの実行や、傘下の各都道府県の協会と各支部との覚書締結の促進に尽力していき、協定を実のあるものにしたいと考えています。

また、支援センターは、地方自治体（17道県・4市（3県は満了））と知財支援協定を締結し、知的財産セミナー等を開催して、当該地方自治体の知財活性化事業に協力してきました。この制度は平成13年の島根県との締結から始まり、12年を経過しています。制度の硬直化が懸念される次期でもあり、新たな息吹を与えたいと考えています。そこで、本年

度は、新たな支援協定の締結を含めて、締結自治体との連携の深化を図っていきたいと考えています。

このように、上述の高専機構との協定も含めて、様々な団体との協定関係を進めていきます。

(3) 中小企業支援

日本弁理士会は、支援センターや各支部を中核として、「知的財産推進計画」策定前から、中小企業を軸とする地域知財支援を精力的に行なってきました。国に先駆けて、中小企業支援を行ってきたと言っても過言ではありません。中小企業支援は、支援センターの基幹事業であり、継続的に推進していきたいと考えています。現在既存の政策を実行しながら、さらには新たな中小企業支援の方策を検討しているところです。

(4) 出願援助制度の充実

一昨年度から、出願援助事業が、予算規模で拡大され、実用新案登録出願、意匠登録出願についても援助内容に含まれました。法人に対する資力要件も次の通り緩和され、援助対象が広がりました。出願援助事業の充実化が図られたということです。

イ) 設立から7年以内であって、かつ直近の年間

純利益が500万円を超えない場合

ロ) 直近の年間純利益が赤字の場合

本年度も出願等援助部により、質の高い発明等を世に送り出す手伝いをしたいと考えています。

特に、出願援助申請数を増加させながら、発明の有用性要件を厳格とし、事業性が有り、かつ社会の役に立つ発明に対して、積極的に援助するという体勢を整えていきます。そして、そのため知財総合支援窓口からの援助申請を奨励し、窓口知財専門家による前さばきを期待したいと考えています。弱者救済のための制度を越えて、中小企業の支援ツールとして機能させたいものです。

一方、本年度に創設された弁理士育成塾の終了会員を対象として、OJTの機会を与えるため、代理人未指定案件について出願援助案件に関与させると

いう方策も検討しています。この出願援助制度は、一工夫することによりさらに有益な制度に進化するものと期待されます。

(5) 知財総合支援窓口への適正な対応

本年度から、47都道府県に置かれた知財総合支援窓口に、弁理士が常駐することとなり、その窓口知財専門家の推薦を日本弁理士会が行うこととなりました。この常駐弁理士制度が適正に運営されるよう支援センターとしては、各支部及び地域企画調整委員会と連携しながら必要な対応をしていきます。具体的には、センター長（WG長）、2名の副センター長、地域企画調整委員会委員長とで構成するワーキンググループを中核とし、様々な問題に対応しています。

WGでは、初年度の推薦作業を終え、毎月、窓口知財専門家からのアンケートを整理しています。また、その内容に基づき月1回のペースで、特許庁の支援課長との会合を持っています。特許庁情報も含め、各窓口の問題点や成果がここに集約され、これに基づき、現状の様々な課題が確認され、共有化されます。

また、次年度の共通選考基準と、相談マニュアルを作成し終わったところです。支部との調整を終えた後、公募することとなります

この知財総合支援窓口における窓口知財専門家の推薦事業は、本会が特許庁と協議し、窓口の活性化に向けて実現した成果物とも云えるものであり、皆さんのご協力の下、円滑に推進したく願っています。

②その他

(1) 対外的支援活動におけるセンター機能の向上

支援センターは、日本弁理士会が行う様々な知財支援の中核（センター）という側面があります。このセンター機能の原点に立ち返り、機能の充実化を図ります。具体的には、6支部をフォローアップするためのシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化を図りたいと考えています。

(2) 地域知財フォーラム

本年度は、知財フォーラムが、北海道、沖縄、中国、四国、北陸で開催される予定です。例年よりも増加しています。

(3) 支援センターと支部との関係

地域知財支援について、支部でできることはその支部が行い、その支部でできないことを知的財産支援センターが行なうという棲み分けがなされています。この支援センターと支部の活動の棲み分け

は、部長会議に支部長がオブザーバ出席していただくなどにより、隔年ごとに明確となっています。また、支部間及び関連付属機関との調整機関を主な役割とする地域企画調整委員会や支部サミットを通じて、意思の疎通が円滑になされ、支援センターと支部との連携は極めて密なものとなっています。

最近、組織改革の観点で、支部と支援センターとの役割論が出ていますが、両組織は、それぞれの補完関係について共通の認識が有り、良好な関係にあることを明言させていただきます。

以上

ご挨拶

知的財産価値評価推進センター 副センター長 細田 浩一

今年度も日弁以外からセンター長が選出されますので、昨年度に引き続いて副センター長からご報告致します。当センターの詳細は昨年度の尾崎副センター長からのご寄稿文に十分記載されていますので、そちらをご参照頂くこととして、私からは知的財産の価値評価と弁理士の関わり合いについて日頃思うことを書き綴らせて頂きます。

私が最初に当センターの運営委員になったのは8年ほど前で、当時は企業勤務をしていたこともあり、知的財産の価値評価という仕事には実務上の興味がありました。毎年、職務発明の対価を社内規程に即して算出するなど、価値のある権利とそうでない権利を分別する作業、すなわち定性的評価の業務にしばしば携わっていました。そんな日常の中で、知的財産の有する価値を客観的に金銭換算することなど本当にできるのか、それを確かめたくて当センターへの所属を希望したというのが正直なところでした。現在は特許事務所で出願業務に明け暮れておりますが、ようやく最近になって、この疑問に対する答えが見つかったような気がしています。おそらくこの記事をお読みの皆様の中にも同様の疑問をお持ちの方がいるものと察しますので、一概にYes/Noの解答にはなりません。以下に私なりの答えをご紹介します。

知的財産の金銭的価値評価の仕事は現実に存在し、その仕事に弁理士が少なからず関与していることに照らせば、金銭的価値評価は可能といえます。一方で、算出された評価額の妥当性を検証するのは非常に困難です。特に知的財産は一般に換金性が低いもので

すので、評価額を何に利用するかという目的により妥当な評価額が異なってもおかしくありません。このように正解の無い仕事であるということが、知的財産の価値評価業務の大きな特徴といえます。翻って我々弁理士の日常業務を考えると、職場が特許事務所であるか企業等であるかを問わず、特許査定や勝訴判決等のゴールとしての正解を常に目指しているのかもしれませんが、先日お会いした大学関係者からも「弁理士さんはどうしてすぐ正解を求めたがるのか？」という疑問を投げかけられました。

このように正解の無い仕事であっても、評価人ごとで評価額のばらつきが生じることを極力避けようという取り組みが当センターにて現在進められています。具体的には評価の局面ごとに分かれた知的財産価値評価マニュアルの作成です。平成22年に日本弁理士会から発行された「弁理士による知的財産価値評価のための手引き」も当センターによりマニュアル文書として作成されたものですが、知的財産の持つ価値を評価するために必要な情報を網羅的に収録した内容であるがために、具体的な案件に取り組むにあたって辞書的に参照することはできても、作業手順を知らない弁理士が読んでも何をしたらよいかわからないという状況が生じていたようです。そこで今年度は、より実用的なマニュアルを完成させるべく人手を掛けています。どのようなマニュアルが出来上がるかは作業メンバー次第ですが、具体的な作業指針や評価書サンプルを盛り込むなどして作業イメージをつかみやすくしたマニュアルになると期待しています。このマニュアル作成作業の過程に

においては、評価手法の集約や統一といった試みも検討されています。

○知的財産価値評価推進センターの組織概要

[人数構成]

センター長 井内龍二先生(2年任期の2期目)

副センター長 11名

運営委員 61名

[活動内容]

(1) 総務部

規則の整備、評価人候補者の管理、渉外・広報等を担当し、今年度は、センター設立10周年を記念して全国各地で開催されるセミナーの企画も行っています。

(2) 第1事業部

評価マニュアルの作成・更改等を担当し、今年

度は新たなマニュアルをいくつか完成させる予定です。

(3) 第2事業部

評価参考書(過去の評価実績から有用な情報を抜粋したもの)の作成・管理、書籍・商用検索データベースの調達・管理等を担当し、近年では評価のニーズ調査を行っています。

(4) 第3事業部

評価人候補者向け研修の企画・運営を担当し、近年では研修を収録したDVDの貸出しも行っています。

(5) 特別部

評価手法PatVM®の調査検討を担当し、今年度はさらに一歩進んだスコアリング型DCF価値評価手法の調査検討を行っています。



国際活動センターについて（ご挨拶）

平成26年度国際活動センター センター長 青木 篤

センター長就任にあたり

平成26年度、国際活動センター、センター長の青木篤と申します。古谷会長の下で昨年度副会長を務めた経緯で、今年の3月に古谷会長からセンター長就任のお話を頂きました。しかし、国際活動センター（以下「センター」といいます）運営については略素人の状態であったこと、また、事務所経営者の立場から時間的な制約もありセンター運営に傾注できない可能性を考え、いったんはお話しを辞退いたしました。古谷会長の熱意にお応えすべくお受けしたさいです。そのような事情でセンター長としてのスタート時はいささか腰が引けた状態でありましたが、就任後3か月を経て、ようやく国際活動センターの運営が見えてきたところです。

センター運営については、他の委員会との調整や、執行部との関係等、一筋縄ではいかない側面もありますが、これまでのセンター運営方針を踏襲しつつ、新しいやり方も導入し、これまで運営に貢献されたセンター員の先生方と弁理士会事務局と共に、より良きセンター運営を目指したいと考えております。

国際活動センターとは

その名称が示すように、センターは弁理士会の「国際活動」を任務とする機関です。センターは平成15年に、それまでの国際活動委員会、海外協力委員会、国際政策委員会とを統合する形で発足し、翌年の平成16年には弁理士会附属機関となり今日に至っています。知的財産の保護及び弁理士業務に関して本会の国際活動を継続的且つ統一的去行い、もって知的財産制度の発展に寄与することがセンターの目的です（会則第150条の3）。

これら目的達成のため、センターは①海外知財制

度の情報収集と研究、その情報や研究成果の会員への還元、②我国知財制度や弁理士会について海外への情報発信、③知財に関する国際機関（WIPO等）の動向の研究、ならびにこれら機関への弁理士会意見提言等、④諸外国の弁理士会やその他関係機関との交流事業、を基幹業務としています（会令第68号「国際活動センター規則」第3条）。

また研修所と共同して会員向けセミナーを企画実施することもセンターの重要な業務です。その他、特許庁の国際関係部門との協力や諸外国特許庁との協力も業務の一部に含まれます。

国際活動センターの運営と活動

これら業務は内規第82号「国際活動センター運営規則」で定める以下の機関によって運営されます。まず、センターの代表並びにその運営責任者はセンター長となります（会令第68号第4条2項）が、センター長の指揮下に「外国情報部」（内規第82号第7条1項1号）、「日本情報発信部」（同第7条1項2号）、「国際政策研究部」（同第7条1項3号）が設けられています。また、センターの方向性等運営についての様々な重要事項を検討するため、上記三機関の事実上の上部機関として企画政策会議（同第6条）が存在し、さらに上部機関として、これは承認機関とも言えますが、「全体会議」（同第4条）が設けられています。

上述した業務①は「外国情報部」が担当しています。外国実務を担当されている先生はよくご存知と思いますが、外国情報と一口に言っても、これを正確且つ系統立て収集・整理するのは容易ではありません。また、一度纏めた外国情報についてアップデートする必要もあります。継続的かつ統一的去作業に従事することが大切であり、このため「外国情報部

のような機関が必要となるわけです。この「外国情報部」は現在、「米国部」、「欧州部」、「アジア部」の地域別三部門で構成されていますが、将来的には「アフリカ部」や「南米部」等も必要となるかもしれません。これら地域別部門が行う情報収集とその研究成果は、会員向けの研修という形で弁理士会全体に還元されることとなります。

なお地域毎の職務分担といっても、各々のアサインメントは各地域の知財情報の収集や研究であり、各地域の関係団体との交流事業は必要に応じて設けられるプロジェクトグループが担当します（内規第82号第7条の2）。

業務②は日本情報発信部が担当部門です。日本情報発信部はさらにアサインメントのタイプにより二つの部門に分かれています。第一の部門では、日本の知財について特に外国に知ってもらいたい情報を、例えば英文Q&Aという形で纏めています。第二の部門では日本の裁判例の英文サマリーを作成しています。これら英文情報は弁理士会ホームページの「English」をクリックすると読むことができます（IP Q&A: Court Decision）。これら情報は主として外国の知財関係者に向けたものですが、外国知財ビジネスをされている日弁の先生方にも是非ご覧いただきたいものです。

なお、本来の設置目的とは趣旨が少し異なりますが、英文Q&Aにしても裁判例サマリーの英訳にしても、その作成には国際ビジネスに有用な英語使用スキル向上という副産物もあり、担当センター員の国際力向上にも大変役立っています。

③は国際政策研究部が担当しています。国際機関というとW I P Oがその最たるものですが、毎年数回開催されるコミッティー（S C T、P C Tワーキンググループ等）に、センター員を派遣しています。これらコミッティーには実務委員会からも委員が派遣されますが、議題全てが特・実・意・商等の法律問題に関しないケースもあり、例えば、弁理士の職域に影響がある改正提案（一例としては、代理権）等に日本弁理士会の意見を表明することも重要です。センターから派遣されるセンター員の任務は、実務系委員会とは異なる切り口でW I P O等が提案する

方策に意見表明する他、W I P O等との人脈構築も重要な任務です。実務系委員会の派遣委員の先生方に、現地の情報等を伝え円滑な活動をする一助となっていると考えています。

④については、そのつど編成されるプロジェクトチームが担当します。どのようなプロジェクトをスタートさせるか、企画政策会議で検討し、センター長の決済後に役員会の承認を経てスタートさせることとなります。本年度もA I P L A（米国知的所有権法協会）プロジェクト、日韓交流会対応プロジェクト、中華商標協会対応プロジェクト、来年3月にインドネシアで開催予定のアジアセミナープロジェクトが開始、または開始予定となっています。なお、プロジェクトメンバーにはセンター員以外の選任も可能です。特定のプロジェクトにご関心のある先生方には、是非参加（但し、ご希望に添えない場合もあります）をお願いします。

国際活動センターの今後

前述した業務の他、本年度は、グローバル・ドシエ対策等、海外の知財団体と協調しつつ、会員の将来のため弁理士会全会で取組まねばならない課題が目白押しです。国際活動の「統一かつ継続的対応」が益々重要になっています。このような活動はもちろんセンターのみでできるものではありませんし、センターのみで行うべきものでもありません。関係する各委員会との協力体制がうまく機能しなければ良き結果を期待することはできません。このため、会長はじめ役員会の皆様には明確なビジョンを持ち、センターと弁理士会諸機関との役割調整や協力体制確立に十分な指導力を発揮していただくことを望んでおります。

また、日弁の先生方には、弁理士にとって「国際活動」が極めて重要であることをご認識いただき、その国際活動を実効あらしめるためには継続的かつ統一した行動が求められること、そのような行動をする機関としてセンターが存在していることにご理解を頂き、今後ますますのご支援を賜りたいと思います。

以上



広報センター

広報センターセンター長 福田伸一

1. はじめに

広報センターは、平成22年4月1日から弁理士会の附属機関としての活動を開始しました。

2. 組織の概要

当センターは、センター長、副センター長、部長、事業部運営委員から構成されています。

センター長は全ての事業部を管轄し、副センター長と部長は5つの事業部の一つを担当します。

また、センター長、副センター長、部長による広報企画会議があり、各事業部活動状況の共有化を図ると共に、全体としての課題を検討し、当センターとしての意思決定を行っています。

① 企画総務部

当センターの運営／活動に関する企画／立案、事務管理を担当しています。

継続的に事業を行うためのマニュアル作成、短中期的広報計画の検討、支部との関係についての検討、各事業部活動の集約／整理等を行っています。他士業団体の広報活動についての調査も行い、本年度は日本公認会計士協会の広報室との意見交換を予定しています。また、昨年度より負の広報についても研究を行っております。例えば、弁理士による不祥事が発生した場合における本会の対応マニュアルを作成する等して不測の事態に備えるようにしております。

② 第1事業部

主に各種イベントに関連する広報を担当しています。例えば、弁理士の日に関する新聞広告、テレビ／ラジオによる広告、ノベルティグッズ（ボールペ

ン、クリアファイル等）の企画制作、イベント時に利用する展示パネル制作を行っています。

新聞広告等については、個別テーマに則った広告制作はもちろんとして、広告の定型性を保つための雛形制作等も行っていきます。弁理士の日（7月1日）の頃、BS朝日のテレビ番組「週刊記念日」や、ラジオ日本でラジオ番組を利用して、弁理士の活動等に関する広告を行っています。なお、「週刊記念日」は、次のURLでご覧になることができます（<http://www.bs-asahi.co.jp/youtube/index.php>）。

ノベルティグッズについては、本年度は若年層向けに「はっぴょん」を模った付箋の制作も行っていきます。

更に、本年度は、弁理士会のマスコットである「はっぴょん」の着ぐるみ制作も行っていきます。おそらく、年内にはお披露目できると思いますのでご期待ください。

③ 第2事業部

記者会見等、マスメディアを活用する広報を担当しています。例えば、定例記者会見、新聞・雑誌等からの個別取材対応等を行っています。また、取材対応マニュアル作成等、継続性担保のための作業も行っていきます。

記者会見は、その時に旬のテーマ（例：ワールドカップと商標との関係）を抽出し、時には関東支部と共催で実施しています。

また、新聞記者等を対象にしたメールマガジンを発行し、個別取材の呼び込みをはかっています。

なお、本年度は記者会見時に用いるバックボードをリニューアルする予定です。

④ 第3事業部

広報誌の発行、紙媒体、ホームページ等を用いた広報を担当しています。

例えば、広報誌「パテントアトニー」、「弁理士Info」等の制作等を行い、弁理士会ホームページ中の情報をアップデートする等して情報発信活動を行っています。

特に、本年度は特許法、弁理士法等が改正されましたので、その改正情報をホームページに掲載するとともに、各種紙媒体についてもリニューアル作業を行っています。

⑤ 会誌編集部

会員はもとより、希望者に有償で販売される会誌「パテント」の企画／編集／発行による広報等を担当しています。

有償で販売されることもあり、特集テーマの選定、原稿収集、査読等については気を遣っており、発行より数ヶ月前より活発な議論がされています。

また、中央知的財産研究所の論文を纏めた別冊も

発行しています。更に、「パテント」への投稿原稿を査読し、また、掲載基準に照らして広告審査を行っています。

「パテント」誌は、執筆者のお力によるものであるのはもとより、この事業部による日々の活動の成果物であると考えております。

3. 参加のお願い

当センターは、日常業務とは異なる分野で自分のアイデアを生かす活動ができる組織です。平均年齢が若く（多くは30代）、弁理士登録年数が少ないメンバー（多くは5年未満）が多数参加し、様々なアイデアを持ち寄って作業をしています。また、センター開催日の殆どは、そのまま意見交換会という名目で懇親会を開催しています。弁理士会の委員会等の中で最も自由度が高く、懇親会が多い機関といっても過言ではありませんので、若手会員におかれましては、次年度は当センターに所属し、共に活動していただきますようお願いする次第です。



日本弁理士政治連盟について

日本弁理士政治連盟副会長 瀧野文雄

平成26年度より日本弁理士政治連盟（以下、弁政連という）の副会長を拝命しております瀧野文雄です。日本弁理士クラブの先生方には、弁政連の活動に対して多くのご協力をいただいております。また、弁政連の中心メンバーとして日々ご活躍していただいております。その活動については既にご存じかと思いますが、ここに一言説明させていただきます。

弁政連は、日本弁理士会が行うことができない政治家への政治活動、ロビー活動等を行うために、昭和49年に設立されました。日本弁理士会の事業・目的は、弁理士法で厳格に定められており、その活動には自ずから限界があり、政治家への陳情等を自由にできるわけではありません。そこで、日本弁理士会が行えない政治活動をカバーすべく、弁政連が設立されたわけです。他の士業においても、われわれと同じような政治連盟が設立されており、それぞれ活動しております。

弁理士が政治活動、ロビー活動に関わると言うと、違和感を感じられる方がいるかもしれません。しかし、一市民としては、日常生活において政治に一切関わらないということはないと思います。一市民としての弁理士が政治に関わらざるを得ない以上、弁理士を指導、連絡および監督する事務を行う日本弁理士会も当然に政治に関わらざるを得ず、この部分を上述したように弁政連がカバーするわけです。弁政連の規約第3条にも、「この連盟は、日本弁理士会の方針に沿って、日本弁理士会の事業を達成するために必要な政治活動を行ない、以て弁理士制度及び

知的財産制度の発展に寄与することを目的とする」と規定されており、弁政連が日本弁理士会とともに車の両輪として機能し、弁理士制度の維持、発展、そして日本の知財制度の発展のために舵取りしていくことが明言されています。

弁政連の日々の活動は、具体的には、弁政連のメンバーが手分けして政治家の朝食・昼食勉強会に出席したり、夜の政治資金パーティーに参加したりして、政治家とのコネクションを構築し、日本の知財制度や弁理士制度を理解してもらう政治家のネットワークの和を広げていくという地道な政治活動、ロビー活動を行っています。このようなロビー活動、即ち、「特定の主張を有する個人または団体が政府の政策に影響を及ぼすことを目的として行う私的な政治活動」を行うためには、当然のことながら原資が必要となります。

弁政連会員は弁理士登録すれば自動的に会員になる仕組みになっており、近年の大量合格により、弁政連の会員数も大幅に増加しています。しかし、「私的な政治活動」との意味合いから弁政連の会費納入は義務ではなく、弁政連会員数が増加しているにも拘わらずその納入率は年々低下しており、このままでは、弁政連の活動にも支障を来しかねない事態となっています。

そこで、弁政連では、今まで会費を納入したことがない会員であって、弁理士登録通算20年未満の方を対象として、「弁政連サポーター制度」を新設しま

した。このサポーター制度は、今までの会費より低額の会費で弁政連のサポーターになってもらい、弁政連の活動を少しでも知ってもらうとともに、弁政連の財政をより強固なものとするを目的としています。また、サポーターになった方には、弁政連のメンバーが参加している政治家の勉強会に優先的に参加できたり、弁政連主催の研修会へ優先的に参加できたりする特典が与えられ、弁政連の活動をより身近に感じてもらうようにしています。

日本弁理士クラブの会員の皆様には、上述した弁政連の活動に対するより一層のご理解とご協力をお願いいたします。特に、今まで会費を納入したことのない会員の皆様には、是非とも「弁政連サポーター制度」への登録をお願いいたします。そして、われわれ弁政連メンバーとともに、日本の知財制度および弁理士制度のさらなる発展、改革を実現するために、手を携えて活動してまいりたいと存じます。以上、よろしくをお願いいたします。

以上

弁政連は正規会費納入会員以外に
サポーター制度を
(弁政連規約改正により) **新設しました。**

弁政連は、
弁理士の未来を
サポートします。

弁理士の未来 弁政連 弁理士の未来

ですから弁理士の皆さんは
弁政連の**現在**をサポートして下さい。

サポーター サポート 弁政連の現在

具体的には、
弁政連のサポーターに
なって下さい。
※サポーターの会費は月額1,000円です。

日本弁理士政治連盟